

防府市献血推進協議会運営要綱

昭和49年1月30日制定

(設置)

第1条 献血の事業の普及と献血者の組織化を図り献血制度の円滑な運営に資するため防府市献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事業)

第2条 協議会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 献血思想の普及を図るための広報活動に関すること。
- (2) 組織の育成に関すること。
- (3) その他献血事業に関すること。

(組織)

第3条 協議会は会長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 会長は、防府市長をもって充て、委員は市長が依頼する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任を妨げない。

(会長、会長代理)

第5条 会長は、協議会を代表し協議会の会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第6条 協議会に専門の事項を調査研究させるため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が協議会に諮って定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、あらかじめ指名するものとする。

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は会長の命を受け、協議会の事務を行う。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、防府市保健子ども部健康増進課内に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和49年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。